

萬國公法

三

高宮小學校備品			
購入昭和	個ノ中	項	目
年	三	三	三
月	一	三	三
日	番	號	室

Nagasaki University of Foreign Studies



林氏萬國公法第三卷 戰時泰西公法の條規緒

緒言

一 總括第

第一節 戰時泰西公法の條規ハ次の二ツハ類別

第一ハ 戦と交ゆる國互ハ相對する權義

第二ハ 戦と交ゆる國と局外中立の國との權義

第二節 戦と交ゆる國彼此の權義ハ就テ意を

注スヘキと三ツ

第一ハ 興戦の權

Nagasaki University of Foreign Studies

第二小ハ 戦争の間遵守を乞ふ條規

第三小ハ 講和前後の條規

第三節 戦を交ゆる國と局外の國との權義ハ就てハ次の二つに分つ

第一小ハ 局外權義の通規

第二小ハ 通商通船就中海上ハ於て遵守を

への特例條規

第一章 興戰の權

第一節 性法の條規ハ於て人苟キ已と屈辱「吾」
ウ權と玷辱を「是」ハ是ウ為メ抵禦して以て已
と護り討償して以て其害を補足る其權ハ在

是と謂ふ性法說約第八章是亦性理公法の準繩なり

第二節 泰西公法ハ於て興戰の權ハ亦同ク此

條規ハ本法より

第三節 昔時ハ他國ハ對し師を出るハ又能他

事と以て權の本ハ是を當然なりと謂へり

譬へハ敵の夷狄あるハ由り或ハ偽宗を奉る

ハ由り或ハ基利斯督宗ハ敵するハ由り或ハ天

主教を誹謗するハ由る又或ハ一國漸ハ強盛を

致すと見戒心を懐くハ由る所謂預防の權等是

ハ性法說約第十八章

第四節 然レモ軌近の泰西公法ハ在てハ凡テ

如此き事と權の本とあり師と出きの名とあるハ極先て擯斥を可なり

第五節 唯輓近の泰西公法に在てハ一つの太規と取り國の興戰の權と有するハ獨り自國と護する為め耳ふ可なり又且他國の同盟たる者を保護救援する為めなりと云ふ[勸解又同盟と謂ふ]

第六節 方今文明の諸國に在てハ戰爭を以て唯最後の方畧[最後一策]とありて是を視る是を以て已々權を護し是を復する為め他の諸方畧と盡し尚其効なきに至らしめてハ謾に軍旅を動かし得るに非ざる也

第七節 其諸方畧を以て戰爭と防くべき者四つ

第一ハハ 争端の開きたる時反復應酬に依

第二ハハ 争案を以て他の一國の處決を委

第三ハハ 他諸國の居間調處に從ふ[好意從

第四ハハ 決て天下の輿論に取る[公論]

第五ハハ 又泰西公法に於てハ尚他の方略を取

り是に依て屈辱を受けたる國戰爭に及たずし

て自ら其權を復するを得○然とも此方略ハ

萬國公法 卷之三

三

反て真の戦争に階をると鮮うらさるあり

第九節 如此方畧二つあり

第一ふひ 報復の策 丁氏漢譯萬國公法に報復の術と譯す是あり

第二ふひ 抵償の策

第十節 報復とい一國他國へ對し其待遇を因

て不當の損害を受けたりと思ふ時ハ同種類ハ

所行と以て是ハ報復をると謂ふ

第十一節 抵償とい一國已ハ權と玷辱せらる

る時其損害を償ひ補足と取る為ハ必要あり

と思ふ強暴の方略と以て彼ハ報をる也

抵償の策尤服用をへた者四つあり

第一ふひ 屈辱を行ひたる國の疆内一部ハ

據有し是と質として以て賠償と

討に

第二ふひ 其國の臣民を捕収して質とふ

第三ふひ 其國或ハ其臣民ハ属したる貨物

船隻ハ查封と加へ殊ハ港口と關

格して其出入を禁を[封貨]

第四ふひ 其國の諸港ハ於て封阻と行ひ以

て虧損の方畧とふに[封港]

第十三節 尋常報復抵償の二策と以て敵國交

戦の條下ハ列ふたり○然とも所謂真の戦争と

ハ異なる所二つあり

第一ふハ 是皆強暴と事とと雖も自國一

已は行ふ事にして未と争端と

開きたる兩國通體の戦争たらさ

き也

第二ふハ 是尚一も交戦の權有て局外へ對

するの別ありさき也

然るハ此時其封港と行ふハ臨一局外の國其權

と貴重一致て阻撓を可らさるや否やと泰西公

法ハ在て尚未定の款たり

第十四節 戦争ハ兩國相對一親好ハ關する

交りと絶一已ら權威と以て行ひ得へき強暴酷

激の行事と盡一互ハ相逼りて其互ハ討求とる

所の志望ハ服從恒克セ一ゆんと欲するの情狀

と謂ふ

第十五節 是と以て凡て戦争の主意ハ皆彼此

の權義ハ就て起きたる争と決するハ在て必そ

然らざるをを得ざる者あり○是と射ハ譬ふ戰

争ハ猶弓矢の如く來た曾て是と正鵠と謂ふへ

ららば所謂正鵠ハ和好是か故ハ戦争の用ハ

唯和好ハ達するハ在る耳

第十六節 夫戦争の權ハ攻守の別ありと時と

して萬國公法と論したる諸書に見ゆると雖とも是と事實を徴して益あると云ふ蓋し兩國の間を争端開きたる時孰より先づ他の權を汚辱ふたり又孰より屈辱を行はざる者として視るへる耶は是と決定するに甚と難く是也

第十七節 是を以て泰西公法に於ても亦是う為し條規を立て自主の國相戦不時は彼此とも其理直ふと云ふ一節然らばとも遂に此極に至る所以を必ず互に曲直有らざると云ふと云て是を視る也
第二卷第十二節 第三十一節

第十八節 興戦の權由て来る所四つ

第一は一國他國に依て屈辱を受けたる時

第二は一國の臣民他國に依て屈辱を受けたる時

第三は一國他國の臣民に依て屈辱を受けたる時

第四は一國の臣民他國の臣民に依て屈辱を受けたる時

然るに第三第四の時を臨みては預て其國を討責して其犯者と罰し又其犯をたる行事を對償

ざることを求めへり。是と拒みたる時始て興
戰の權を得へり。す

第十九節 興戰の權は唯土地と有る各國より
予認せる君主に再是と歸せざる也。其臣民た
る者の縦ひ尊貴強盛なりと雖も自己の權威
に依て戰爭と興せんと得へからず。若其臣民
たる者他國若くは其臣民に對し強暴の行事と
犯す時は是と受かる國其臣民の屬する國に討
責して是と罰せんと求め又其優凌と受
る時亦方ては彼に對し戰權と論ざるをかく
其詳と下章に見ゆ。方畧と悉して是に禦る

あり也

第二章第九節

第二十節 然るも一國の君主非常の事か臨て
は又能自己の臣民に興戰と明許に依て准せら
るあり

第二十一節 又泰西公法に於て國內の戰爭は

在ては其相戦ふ兩黨彼此とも戰權の條規に準

ざることを取り

第二十二節 海賊其他如此法と犯せる群黨自

己の勢力と以て強暴の行事と為るは公法の論

ざる所か非ず是と以て亦絶て戰權の條規に據

て是と待てるの本分と有るをかく

第一章第一節
第二章第四節

第二十三節 曩時ハ敵ハ戦ト宣知セラルハ一條
 規ト準用シ未ト戦ト始免セラルハ方リ兵使「宣戰
 國使」ト送り儀式ト修シて是ト宣知スルリ
 第二十四節 輓近ノ泰西公法ハてハ戦ト宣知
 セラルハ儀式ト用ビラセラル

○是ト為ルハ種々ノ例ト準用ス

第一ハハ 戦ト興セラルト併ハ其故トト簡約

ハ書記シ或ハ口決ララ是ト告知

第二ハハ 一定名スル事件ハ就テ最後ノ討

求ト「最後一策」ハ兼テ僅ラアル

期日ト刻シ此限内ハ其討求ハ服
 従セラル時直チハ興戦ハ及ブ

第三ハハ 告文ト公布シ以テ興戦ハ及ブ

故ト演説ト「傳檄宣戰」

第四ハハ 自國ノ臣民ヘ頒詔ト行ハ或ハ軍

第五ハハ 敵國ノ使臣ト辭シて是ト送還シ

或ハ敵國ハ駐劄セラル自國ノ使臣

ト召回ス「是ト國票ト選給シ併ハ
 國票ト請求ト謂フ」

第廿五節 又時としてハ宣戰告知とせざるハ
く戦争と始むるにあり。是は性理公法の條規
ハ據るに不可なりと謂ふ可らざる何とあるハ夫
屈辱を受けざる者ハ是を受る時既ハ已と保護
賠償と討ざるの權と有ハ其權と利用するハ
曾て彼ハ告知せざるを待たざる也
第廿六節 然るに西公法の條規ハ準をきハ
是擯斥を爲す所在リ蓋ハ此條規ハ於てハ戰
争と以て彼此とも其理直ふりとして孰も屈辱を
行はざる孰も是を受けざる皆是を曖昧ハ付と
まらざる

第廿七節 且夫戦争を始むるの不意ハ出るハ
敵國の臣民へ對シ文局外の諸國へ對シ共ハ不
當の行事ナリ

第二章 戦争の間遵守をへる條規 緒言第
二節第

第一節 文明の諸國戦争の時相對して守るハ
條規ハ三つあり

第一ハ 所謂本来の戰權

第二ハ 戰習

第三ハ 戰勢

第二節 所謂本来の戰權ハ戰と交ゆる兩國相

對するの權と義と又夫局外の國へ對する權と義とふ在り

第三節 戰習と戰と交ゆる兩國戰ふ時守るべき條規と指す也

第四節 戰勢とい尋常守るべき通規ふ違ふと雖常も非常ふ臨ま已む可らざる勢ふ出る處置と名くる也

第五節 夫戎狄の頑陋ふるに曾て兵權を知るとかく○彼皆敵と殄滅せると以て戰爭の本意とも[殲戰]○其土地と蹂躪し其所有を掠奪毀摧し而て手ふ觸るるの人民を殺戮し婦人少子老

羸病殘と論するとかく是と殲せんと勁漢壯夫は異からば

第六節 往昔の諸國希臘羅馬の如きふ於ては勝者の權殊に制限無し○敵の土地貨物と視て人ふ屬せざるの物件とかく是を取て已ら有と

ふをたと得其人取は是を殺し或へ没して奴戸とかくを得たり奴戸の奴隸たり生殺す猶家蓄の如く人ふ自主の權内なる也第七節 性理公法に於ては其戰爭と興衰と理

直より出る者ふ戰權を假すと其廣し如何とかく此公法に在ては已ら受けざる屈辱と伸る

為のハ是ハ予ふるハ便宜ハ從テ諸方畧と用ひ
るの權宜と以て是也第一章

第八節 唯此公法ハテ制限トカモ所ハ已と保
護ハ損失と對償スル為ハ必要ナル方畧トモバ

強暴ハ屬スルモ方ハ准モ所ハ在リトモ耳性
說約第八章第八節併ハ第

第九節 然トモ泰西公法ハテハ自主の國相戰
ハハ彼此トモ其理直ナリトナ第一章第十六節

是ト以テ兩國共ハ其權亦匹敵ナル也
第十節 泰西公法ハテハ戰爭と唯最後の方畧
トシテ彼此の權ハ就テ爭端の關サタル時是

を決定スル為ハ用ヒルトト取モリ第一章第六節

第十一節 方今風雍ラシ化洽ネシの致モ所敵
ハ對モト雖トモ亦廉恥忠信仁愛の道の失ハ可

ラサルヲ正ハ泰西公法の責ル所ナリ
第十二節 故ハ曰ク萬國相交スルヤ平和の時

ハ當テハ善ト為リ勉メテ其多カラんと欲ハ戰
争の時ハ當テハ惡ト為リ勉メテ其少カラんと

欲スル蓋此良規ハ本ク也孟得斯答氏律例精

第十三節 是ト以テ泰西公法ハ於テハ戰爭の
時守ルヘハ數多の條規と立テ戰勢の急迫スル

ハ非サルヨリハ是ハ違越スルトと得サル也

第十四節 此條規の關する所四つ

第一ふい 人身即ち敵國の人民

第二ふい 物件即ち敵國の土地貨物

第三ふい 戦争の方法策畧

第四ふい 戦争の間敵と結ひたる約束

第十五節 然るに此事項は就て人身物件は關

する諸條規海戦は在ては數多の節目は於て陸

戦と迥異あると知るへし第七章第十七節 併し第十六節

第三章 戦權の條規人身上は係する者

第一節 是と戦と交ゆる國の人民を凡て皆敵

として是と視事し臨しては直に敵として是と

待つふに

第二節 然るも泰西公法は於ては敵國の軍人

と其平民軍装せざる者とふ就ては嚴に是と別

と為せり

第三節 其軍兵は對しては是は禍害を禦る為

ふ苟も戦習ふ於て准す所の方略を凡て是と用

ゆることと得〇是は傷つけ是と殺し又是と捕ふ

皆戦權の允を所あり

第四節 傷つけて戦ふに能ざる者俘獲其兵

器と委ぬる者併し自己の意を出て歸降する者

は是と殺戮し是と毀傷する者と得る俘虜の事

小就ても是は準せる條規六つあり

第一ふは 俘虜を其階級に準し宜と計り生

活の資と給し若病創痍あらは是

小看視醫療を加ふへ

第二ふは 俘虜は是と幽閉し要して力役と

為し令るよと得る

第三ふは 然も其士官ハ士の榮と以て敢

て遁走せると誓ふふ至り是と

幽閉せず其身の自在と准るへ

第四ふは 俘虜を是と要して軍役に就り令

るよと得る

第五ふは 俘虜の事故あるは非ざる者ハ互

に是と換ふ此時徒率ハ徒率を以

て階級ある者ハ其階級に準して

是と換るよと得る○又能是を

錢貨にて贖ひ還るとあり[贖還]

第六ふは 和議に復する時を悉く俘虜と免

るを以て例とを

第五節 敵國の平民軍装せざる者も唯戦習の

致を所し或も戦勢の已む可らざるとも非ざるよ

りも是は對し猥り強暴の行事を犯るよと得

る此故は其自在に往來せると其通商せると又

論
國
公
法
卷
三

三

敵地の内かて他所へ通行せらるる者皆是を阻隔
せらるるを得ぬ○又其激擾イキヤウ起と防く為小誠
叢の策を取らんと得へ○又是う任とて一
定し力役イへイ運漕の類服事せ令らるる得
へ

第六節 然とも是を殺し是を傷つけ是を辱
せ是を逐ひ或ち放おくして是を囚ふ皆戦權
の禁せらる所也○又是とて其君主に對し其忠
信と失く令らるる事小服役せんことを求む可らず
第七節 敵地の一方に據有る者雖も未だ其地
の住民を統轄せらるる主宰の權に歸せらる也○其

土地を盟約に依て是に勝ちたる者小割き與へ
たる時方小始めて主宰の權を得へ

第八節 戦權を唱へ口實とせずと能はらる者
四つ

第一小ハ 平民其君主の命を奉せらるる者
或は准許を受けらるる者かく自己

の勢力を以て敵に對し戦ふ者
第二小ハ 通事奔人敵に寄て再び拿捕せらるる者

第三小ハ 悪徒其官司より命せらるる者
非を以て出て剽掠を事とせらるる者

論
國
公
法
卷
三

三

詳國史略

「剽賊の野武士」

三

第九節 戦習ハ依テ敵國の君主併ハ王族の公子も其身命ヲ就ク是を別例ハ準シ其親ラ戦ハ臨む時ト雖モ亦然ス○是を殺シ是ハ傷つくト勉めて避る所ハ在る○若是を俘ハカシたる時ト是を待つ所の禮貴重ト加ふる

第十節 諸種の人員其職分ハ頼テ敵ハ對シ干犯侵躐を受けざるの例ハある○此例殊ハ使節併ハ其屬從ハ準ズル也

第十一節 又軍使ハ「是敵國の將帥互ハ相送り告知トカシ或ハ停兵換虜等の約を結ぶ者ナリ

其先導ト共ハ遣差の任ト解クハ至る迄ハ亦干犯セヘウラさるの例ハ在る

第十二節 然トモ其者是小假シたる出入の自在ハ有るを恃シ或ハ間諜トカシ或ハ吾々兵意を攪動シテ士卒ト志テ其任ト懈シ令る等の過犯ト為さハラ令る為ハ是ハ預防の策トるを要ト得る事ト語ル中ト以テ目ト掩ヒ他人ト兵第十三節 若其者自ら縦シマシ戰權戦習の條規ト犯シ時ト即チ干犯ト可ラさるの例ト遵奉スルト要セタ也

第十四節 走卒併ハ其他の人名其軍人たるト

高田八去

五

平民とるに拘らず敵軍の時帥是に護身票を
給する者ハ其票守載する所と照し侵襲を可ら
ざるの例内ハ在りて是と視るへ

第四章 戦權の條規物件上ハ係する者 第二章第十四節第二号

第一節 物件ハ係する戦權上ハ於てハ知るへ

其所の別ニつ

第一ハ其國ハ屬する物似し其國の私有

第二ハ身ハ屬する貨物と地ハ屬する貨

物の別[身屬地屬] 身屬地屬ハ丁氏動物植物と

第二節 國ハ屬する所有貨物ハ戦權ハ准し
て是と奪畧する敵の有とふる也

第三節 國の地籍の所有即ち其土地官地 地官の

畧する敵據有の權を得 ハ屬する者是を壘堡諸構武庫火藥倉等ハ是と奪

第四節 據有といは唯一時是と管轄するの權と
指し未と君主十全の權を謂ふハ非 第三章第九節

第五節 然とも此據有の貨物を自己の意ハ任
せて是と處置するを得是ハ因て或ハ敵ハ損

海軍
陸軍
海軍
陸軍

害と加へ或は賠償を充て且つ興軍の資費を支ふるに皆戦權の准を所すとす

第六節 是と以て次の二條の如きを皆戦權の准を所すとす

第一ふに 據有えたる壘堡諸構を毀廢し武庫併ふ火薬倉を壞夷し或は是と

取し他の用を供す
第二ふに 官地の「樹林金坑オハヤシカナヤマ」の類税入産物の取す已く有とふす

第七節 國家に屬せたる人為の貨物に軍器兵械船艦倉廩の軍需公時の貨幣等の如し「戦權を

準し是を奪畧せしる敵の戦利とふるあり○是を得る者是を用ひ是を賣り是を毀没を皆撰ふ所不在り

第八節 然ともが今遵用する所の公法に於て學術の府に「文庫博物院の類」是を敬重を加へ敢て奪畧せざるの例不在り

第九節 各自の平民に屬する地屬身屬の貨物に其地を奪畧せしる敵は就し一つも據有戦利の權を有するを認めず

第十節 然とも此貨物を以て一時用を供するに阻む可らざる所ありて况や又戦闘の利害を

Nagasaki University of Foreign Studies

係るる時を是と毀壞するを得るをや

第十一節 又其國民の命一吾々軍兵の族次を

供一食料を給せ若くは軍次賦役或は其國民を要

一若くは對償一若くは對償せ其儲蓄と損輸

甘一むるをと得へ一[請求]

第十二節 又其國民より其年の租税銀を徴し

指助是れ依て鈔掠の難を免れ若くは是を以

て曾て受る所の損失を報復するを得へ一第

十章第十節

第十三節 土地城壁を據有し貨物を鈔掠して

戦利とせしむる師を出る國の為みらるる正例た

り○其臣民軍兵各自は是と為るの權あり

第十四節 然れども戦習あり由て軍兵疆場あり於て

自ら勝つ所の敵より奪ひしる物を各自あり已ら

戦利として有るを得へ一

第十五節 往時を都城あり攻入て是を陷きたる

時ハ兵卒を放ちて鈔掠せしむるを以て兵權の假

り所とせしむる○然れども輓近の公法あり其條規

稍和順あり愛し鈔掠を以て強暴益あるの事とあり

是を禁する也

第十六節 凡て敵の貨物を奪取するの事戦利と取し請求とあり指助と徴し鈔掠と許す等の

Nagasaki University of Foreign Studies

如き軍兵其將師の命を奉るるをかく自己の勢
 威お出で是とあはれ皆戰權の准さはる所お
 て軍法の典例お進し是を罰きつさおと
 第十七節 泰西公法おて々一條規を準用し敵
 國の君主併お其王族公子お屬する各自の所有
 亦其身命と同く是を敬重護惜するの例お在
 り
 第十八節 彼國の臣民お屬したる貨物此國の
 疆内お在て彼此兩國の際お戰爭起りたる時若
 戰勢の已む可さるより是お查封を加ると要
 する時々唯一時是を為とも可お里の然とも是

と没して戰利とあそち正信の道お違へり
 第十九節 一國他國の臣民と事お依て約を結
 びたる後其國と交戦お及ひたる時を是お拘ら
 ず忠信以て其約を填るハ義也
 第二十節 交戦お及ふ兩國約を結ひ一地方と
 除き局外と稱せらるる時ハ是と戰鬪の區とお
 をもと得てして凡て戰爭の難を免すへき也
 第五章 戰爭の方法策畧を論
 第一節 夫凶殘にして毒を逞ふる戎狄の兵
 の如きハ敵お對し方畧を用ひて其惡至らざる
 所おさハ猶善と為て力を盡さる如し
 第二章
 第三章
 第四章
 第五章

Nagasaki University of Foreign Studies

諸國の公法

第二節 然とも文明ある諸國の戦争に至りし其方畧を於て權の准す所と准さしる所との別あり

第三節 特は是の准する條規二つあり

第一節 凡て裨益なき強暴の方畧を以て戦争の主意と達する不足らざる者は是を用ゆ可らざる

第二節 戦闘の方法策畧殊に武辨の節操なる廉恥の心と一致をへし

第四節 是を以て人々於ては殺戮毀傷屈辱を行ひ貨物を於ては賊掠散摧壞没とあり凡て裨

益するところなきは稽く摘存する所也

第五節 又同じく摘存すべきは夫卑下醜劣惡むべきの計策を用ひ以て害を敵に加るる在り

○如此擯存すべき計策は屬するは食料若くは水源に毒を設け傳染病を敵國若くは敵陣に放

ち敵國の君主若くは其將師と暗殺する等是也

第六節 詭謀敵に欺き伏せ設け其不意を襲ふる戦習の准す所あり○然とも如此詭計敵若周

密ふまに能防守する所を施して始て可なり
第七節 信を失ひ故意其言ふ所を食す或は謀て壘辞と構するを敵に對すと雖も亦權の准さ

新編 武家文庫 卷之三

さる所也

第八節 曩時も一疑獄ハ聚訟ノ戦闘ハ用ゆる兵器の種類何より許を辱く何より許を可らざるを争へり

第九節 夫戦者操る所の方用ゆる所の器其破碎夷滅の力愈快烈かまハ其戦決まるに愈速ふりと方今覈實微驗の久き此理と發明して後人又彼の疑竇と取て論ざる者あり

第十節 然とも毒と貼るの兵器を以て戦ふは文明の世有る可らざる所也と方今も亦尚常ハ此條規と遵奉を

第十一節 又文明の諸國ハ在て々仁愛の道盛ハ興リ其化の洽らざる所延て戦習ハ及へり

第十二節 此故ハ焔彈燒燬と都邑ハ施す時の預免其都の住人ハ是と諗を去ては是迫行とさるを以て定規とす○併ハ大炮發射を勉めて病院祠宇を避るも亦定規とす

又大野戦の後或ハ攻城ハ於ても毎ハ烈戦の後ハ數時若くハ數日と限り停兵の約と結ビ彼此の兵位をして其死亡と埋免其傷者と疆場より扶け退くことを得せ令るも亦道理ハ本けり

第六章 戦争中敵と結ビとる定約 第二章 第十四章

諸國公法

四節

第一節 戦争激烈の際に方ると雖も交戦する
兩國相對して亦權と義との存そのあり是曾て
互結確定したる約束より發する者也

第二節 首として此種類に屬するは戦争將に
興らんとするに總て正ふ是より為に結ひたる約

東の如きは是也 第二章第十二節
第三節 然とも戦争の形勢に由て亦屢其中間

に方り約束を結ぶ有て或は兩國君主の際に於
てし或は唯彼此將帥の際に於て是

第四節 如此種類に屬する約束の首として且

服事をへた者左の如し

第一にハ 息兵停兵の約 息兵ハ各地同時ハ

若くハ一年ハ及ぶ類ハ如く然と敵
前領り兵と結ぶる類ハ如く然と敵
未と和約と結ぶる類ハ如く然と敵
國と戦つた後兵と結ぶる類ハ如く然と敵
りて戦つた後兵と結ぶる類ハ如く然と敵
全戦と特停兵と謂ハ若くハ二つの數者丁氏
と譯す是ふり

第二にハ 交戦する兩國の一方其疆内の一

部として局外と稱せ令るの約
第二章第十節

第三にハ 俘虜互換の約

第四にハ 都城併し堡壘或ハ兵隊の一部を

諸國公法

蘭國公法
卷之三

三

一定せる契據に依て敵に交付する事の約[交付の約]

第五節 敵の捕獲したる人名貨物船艦を贖還するの約[贖還]

第六節 指定したる人名の[警之]の走卒の如し通行を准む約

第七節 指定したる條款に就て通商往來を准む通信遞送と共にするの約

第八節 講和の端を開く約[開端の約]

第五節 凡て如此定約の首たる定規を其結むる言を踐むる於て正信を盡すに在る

第六節 若し是と玷巧とある時々特々其已を辱むむるの甚しき耳に非を又且敵として酷烈ある報復をその權を得せしを遂ふ夫戰權の未と曾て他を許さる所の謫罰と受て敢て辞を可らざるに至るへ

第七節 其息兵併に停兵の際に方て守修の方畧を増加し且是を堅固にその戰權の許を所よりしと雖も敵を害するの事に至り此時に乘して預め是を討畧を設くるに痛く禁する所也

第七章 海戰特例諸規 第二章 第十五節

第一節 泰西公法に在る方今に至る迄海戰に

蘭國公法

卷之三

三

諸國の海軍に對する特例の條規殊に異なりと云ふ所は各自平民の身命貨物に就て水師に准假を

三

於て猶準用する特例の條規殊に異なりと云ふ所は各自平民の身命貨物に就て水師に准假を
るお莫大の權を以てするに在り

第二節 敵國の臣民に屬する船隻は是を今
遇し是を自國港内に拏送り併し船貨を取て戰
利とせしむるを得べし○其船内人名は是を拿へ
俘虜とせしむるを得べし

第三節 所謂水師と稱する者に獨り其國本来
の戰艦耳に非ず平民其國の臣民とると外人と
るとお拘らす苟も交戦する國より戰牌戰を准
の牌
と假り巡洋搶擄大洋又敵國近海に出
商船と阻らひ是に逢へり是を

引き去り其貨物の為に緘送したる船隻も亦此
と掠むるに謂ふの加稱尋常の商船と雖も委照委任し
て戰を
中にお在り○加稱尋常の商船と雖も委照委任し
て戰を
在るものと領せしむる交戦するを得べし

第四節 然とも各自の平民其君上の命を奉そ
るとおく又戰牌委照を領するとおくして敵國
或は局外の船艦に對し強暴の行事を犯したる
者も是を海賊とせしめて罰せしむる也

第五節 其他敵國の商船を拿遇拏送且つ是を
戰利とせしむるに就ては方今お在る專ら九の條
規を準用す

第一節 船隻を拿遇するに唯六條或は交

島國の海軍に對する特例の條規殊に異なりと云ふ所は各自平民の身命貨物に就て水師に准假を

三

萬國公法
卷之三

戦ふる兩國の港内耳ふ於て是る
と得

第二のハ 局外諸國の港内併ふ其屬海に於

て是と拿過するると得

第三のハ 其拿捕したる船を捕者は是を引て

局外國の港内に入ると得る但

海難の時を拾外あり

第四のハ 其拿捕したる船隻貨物の本國是

為に置たる戦利法官の官に海

賊の與る時法院と置る是に官員

を定めて戦利の事と審断せしめ其
得る所の戦利を漫ら捕ら審断と

歴断して至當の戦利「好利」とおし
たる後ち方さお始て捕者は是を有
するの權を得

第五のハ 如此戦利を其捕者お歸を然とも

其分ハ其利の一分と其國旗を假

そ所の國府お上納せ

第六のハ 其船若し拿捕せらるる時より

二十四時内お再ハ其原主お依て

奪回せらるる時ハ便ち事おし

其船隻貨物共お原主お屬を「羅馬

律語奪回の權

萬國公法

七

第七のハ

然とも此事二十四時の後ハあま
ハ其船隻貨物公法ハ準ハ是を奪
回したる者の戦利として是を視
る

第八のハ

造船併ハ浴濱の漁舟ヲ尋常拿捕
を免るの例たり
敵國の船局外國の貨物を載るる
局外國の船敵國の貨物を載るる
者ハ就てハ泰西公法の條規自
今ハ至る迄確定する所ハく屢放
縦ハ流せたり
下第
十章

第七節

凡て此海戰條規の特例あるハ敵の
通商を阻遏シ兵需糧食の運輸を拒絶シ其臣民
ハ巨禍大害を加ヘ痛ク彼と窘縮して以て速ハ
和を講セ令リ意ハ本流きて交戦する兩國ハ巨
大の權を帰せるといふも亦其一端也

第八節

然とも其實他ハ一往時夷狄凶殘の遺
風ハ一ツ海戰ハ於て其跡を遺ると陸戰より
も尚と多しと見る耳

第九節

千八百五十九年安政三年巴里斯の會盟ハ
於て局外國の利害ハ就て新條規を確定したる
外ハ尚と一條規を立て爾後ハ巡洋搶擄の權を

萬國公法

廢をへしと定めしり是海戦權中舊染の汚習を
蕩滌するに於て大歩を進めたるを謂へし第十
章 ○爾後航海と專とを諸國と殆皆此條規を
遵守せり

第十節 然とも此條規未と十全ありと謂ふ可
らす如何とおまに敵國の戦艦高船を拿捕する
例り未と廢せしる所あり在まは也○盖し海軍と
置くと少と國是を置くと多と國を對して方今
巡洋搶擄と廢する條規たも却て害たるをや

第八章 戦争の結末と論を 緒言第二章
第一節 争と息め兵と弭むるに其由て來る所

の者三つ

第一ハハ 一國他國と十分ハ征服し是ハ佔

據するハ由る

第二ハハ 兩國事故と論せし戦と息むるハ

由る

第三ハハ 兩國和議を講するハ由る

第二節 敵國を全く征服して是ハ據有する時
ハ勝者は主とありて其權無疆なるを固あり

○其地を以て敵ハ得る所有とふく或ハ自國舊
來の地疆と合し或ハ他國ハ與へ或ハ自己の意
み任せ他の契約と立て存立するを得せ令る

萬國公法

も皆其權内か有り○只泰西公法か準をきゝ其地の住人か對し人身自主の權と所有安堵の權といは是と貴重しと敢て犯す可らざるの例とり

第三節 兩國事故おく争と息る時々兵亦從て弭むと雖も其兩國互か相對する情状を當時戰と息るの日と異ふるとおく各其攻畧したる地か據有る○再か和を議し交を結ぶの後日か在て或ハ漸と追て自ら成り或々再び盟約と結て是と定むるあり

第四節 泰西公法か於てハ戰爭と息る為か和議と講をるを以て尤も服事を一と法とす○是

兼ても再び親好の交を結ひ新とて是と議定するの方畧あり

第五節 和約と結ぶ主意を凡て敵衅の故と戰爭の間起る所り怨惡と併せて遺忘サカサマし附し百事完結えと里と告示をるお在り〔附忘更始〕○是正さお此定約の主とる所也是を以て和約章程ハ必も其首お題して爾後此盟約を結ぶ兩國の際お於て和睦親睦悠遠無疆なるへくと云へ

第六節 然とも此意中か他の事故お因て新か戰爭興るとおくと謂ふを含蓄するお非ず

第七節 講和と結ぶ其方法二つあり

第一小ハ

故に復し相和を兩國互に其攻畧
ある土地貨物と還し戦争前の
情状に復を〔復舊講和〕羅馬律語
時不隨て相和す兩國當時和を講
する日在所の情状に從ひ彼此と
も其攻畧しする土地貨物を有を

〔隨時講和〕

第八節 和約を尋常此二法の内其一と本とし
是と表章して定むるを例とす○然とも此例不
外あるをあるは多分是を盟約中不開列を
第九節 和約章程に於ては凡て盟約の法式種

類併し其維持の強弱長短に就て通して遵守せ

へし諸規亦是に準繩とす第二卷第十章より第十二章迄

第十節 此條規の首する者五つ
第一小ハ 和約の文書を以て是と結ぶ第二卷第二

第二小ハ 商議會盟を兩國の君主是を為す

選擇したる辨事は依て是と為す
第三小ハ 其盟約を兩國の君主身より是と

鈐定を第二卷第十章第六節より第十節迄

第四小ハ 盟約の本書に別款を加へ或は公

ふく或は秘して以て事宜ハ便り
又文移案冊を附して以て詳明と
加るも亦可也第二章第十
章第十二節

第五ふハ

他の諸國或は與國とる為ふ或ハ
保約の為ふ或ハ唯禮意と表する
為ふ盟約ハ參與するを第二章
第十一節得

第二章第十一節

第十一節

和約の商議ハ唯交戦する兩國耳

ふくて是を行ふと得或は他の國好意を以て
是ハ從事するハ許す者「好意從事」或は又直ハ
居間の任ふ處り商議決定の權を掌る者「和解者」

是と賛相するを得第二章第十
章第十節

第十二節

如此和約の商議ハ直ハ彼此の内閣

の府臣互ハ應酬互復して是をふく或ハ此盟ハ與

かる諸國の辦事是ハ為ハ會議と設けて是と行

ふふと「會盟又會議」

第十三節

又雇來束の和約と結ふ前預免唯端

を開き地と為る為ハ一二の事類を確定する

とあり「擬草」

第二章第十
章第十
四節十五節 ○如此擬草の主

とる所其別三つあり

第一ふハ

和約を結ぶの本ふくて首要する

事項耳を開列す

諸國ノ法

第二小ハ 各自ノ事項ハ就て凡て其規定と

開列す

第三小ハ 唯息兵ノ約と立て自餘ノ商議ハ

及ぶ

第十四節 若く未と息兵ノ約と結ぶる時ハ
和約と商議と雖も尚兵と進るる固より禁せ
ざる所也

第十五節 然とも講和既ハ成り當時辨事其約
書ハ署名するハ及て未と釘定せると雖も戰
闘攻撃ノ事凡て是と停むハ蓋し此時ハ當り
釘定り唯盟約ノ真とると認むるハ過さる耳

若く此時より後強暴ノ行事を犯す時を是と為
す賠償をへ

第十六節 然るハ和約を結ひると遠境隔地
譬へる屬部ノ若く所在てハ時ハ應し是と知
悉する能ざるを以て盟約内ハ於て期限を
確定し此期を以て諸地共ハ攻撃戦闘を停むへ
くと約するに屢必要ノ敷あり○如此時其諸地
ハて期限内ハ起りたる戦闘ハ凡て冷規ノ戦ハ
準する

第十七節 本來ノ和約ハ尋常他ノ諸種ノ條約
を附するにあり是和約を施行する方法与詳ハ

高定する者ふて譬へて推譲したる地疆ふ就
て其經界を記し土地城堡軍需兵器を交還し財
債賠償を准折し新ふ通商章程を立るの類の
如し○如此諸項ふ就て皆和約の主意を信實ふ
守ると專一とるべし
第十八節 和約を立るといふて公正ふて且
つ忠信以て是を遵守せしむる固也○縦ひ其國
戦争ふ依て他國の勢強き為ふ屈服せらるたり
と雖も約を結ふふ至ては兩國其意ふ由たりと
為さるると得らる也○若し事脅從ふ由ると口
實とて退て約を遵守せらるると欲せさる國あら

萬國公法 卷之三

三

は是自ら其位を敗つて自主するを失ふと殆
うらむ耶第二章第十二節
第十九節 和約既ふ成ると至ては戦争ふ因て
廢絶したる權義の繫累復原の權ふ依頼し凡て
事の是ふ適する者ハ皆其舊ふ復第二章第十
二節第九節
第二十節 首とて是ふ準する者三つ
第一ハハ 戦争ふ因て沮絶したる他邦との
繫累故ふ復す
第二ハハ 一時敵ふ因て佔據せらるる後再ふ
故ふ復したる地方より其臣民
と舊主との繫累故ふ復す

萬國公法 卷之三

三

第三節

一時敵手お落ちたりと雖も或は棄置し或は交還しする物件不就其國又々各自の平民再び所有の權を得

第九章

交戦する國と局外の國との權義
總論 第三卷緒言第一節第二號 辨併ハ第三節第一號

第一節

中立又局外と謂ふは其國交戦不及

兩國の争ふ所お全く拘るるとかく其兩國と和

親の交際を繼ぐと猶戦争未と興らざる時の如

く惠頓氏全局外と稱する者は是なり

第二節 若し一國他の國と舊來結ひたる盟約

ありて一定せる時小臨てる其國の戦争お援兵

と出し資費を助くるると約したる時を直し我

う局外とるを玷黷せるとかく又我の助る國の

敵國と我の親好^{キスツ}を失ふとかくして是をかそと

と得へく ^{惠頓氏全局外と} 稱する者是なり

第三節 然とも其時援助を受けたる國の敵國

お在ても是を助けたる國お對し是を為し兵を

興る道理の蹤跡をへきお里哉否やと究覈し是

と決行せむの權を有る

第四節 又戒嚴局外と謂ふあり局外の國一國

若くは數國自國の權を全く利を失ふさるる

為小交戦せる兩國が對し兵備と設けて自ら守り是に依て交戦せる兩國と其交際の和好を失ふとざるを謂ふ警へて千七百八十年安永千八百年享和鄂羅斯にて是を行ひたる如し

第五節 局外の國が在て首として勢をばさるる義を左の如く

第一 局外の國が交戦せる國の争業小曾て參與せらるるを得ず但公法の准を所居間の權を格外とす第二卷 第四節

第二 局外の國が交戦せる國の權と貴

第三 局外の國が交戦せる國の一方へ

重く其國其權と操行せるに於て一も是を阻撓せらるるを得ず 局外の國が交戦せる國の一方へ 偏厚し特權特恩を假し以て他の一方に害を加ふるを得ず但舊來の條約に因て規定ある事ハ格別ニ

第六節 是を以て局外の國が交戦せる國の一方の為し其地疆を假して軍伍と聚り火藥庫と置き戦艦或は巡洋船と艦造し或は其地疆を越へて戦闘をなすことを謀らんとするを得ざる也

第七節 然とも局外の國其疆内小於て交戦を
 る國の軍人小避患の處と假し追逐する者を拒
 と是と遮護する者泰西公法の准を所也〔舍匿の
 權第二章第六節〕○然とも逃匿する者此避患の處
 を利用し局外の保護を特と新小攻撃の策を
 すとを得るからに
 第八節 又局外の國不在て交戦する國の戦艦
 或々巡洋船と其港内小受るも亦公法の准を所
 也然とも是る為小預め其利を立ると左の如し
 第一小ハ 其疆内小在る交戦する兩國の
 戦艦戦闘小及ふと拒むへし

第二小ハ 交戦する兩國の船艦其港内小停
 泊する時兩かうら一時小出口
 直小攻撃追逐するを許さゆるの
 例より〔出口の前後間二十四時我
 時と隔つると常例と也〕
 第三小ハ 一方の敵其港と利用し船艦と伏
 せ置る容易小他の一方の船と襲
 ふと許を可うらに
 第四小ハ 局外の國々交戦する國の戦艦併
 小巡洋船小是として再ハ洋中
 出で戦をふし或ハ商船と搶奪せ

令るる為小軍需軍實を與ふへか
らば或る自ら是を充る亦准を
可らす〔譬へは巡洋船入港して石
炭を求る時々二十四時内^{我々十}
の用と量て是を給るを例とふ
る如し〕

第九節 局外の國自國の臣民を禁一交戦する
國のためは兵器を賣り戦艦併は巡洋船を製造
し若くは是を醸發する等の事を准さる可や否
やを泰西公法に於て尚と未定の款たり
第十節 局外の國交戦する國に對して其權の

首たる者三つ

第一は自國の地疆所有を守て損害于犯

を受け

第二は交戦する兩黨に對し偏私あく一

律相視るの道と執守を

第三は其兩國と交際的好いと失ハを共

に通商往來の阻滯なく是を保す

第十一節 然るに海戦の特例に準せしは交戦

する國局外國の通商航海と限局して諸種の定

制に遵せしと得^{後第十}

第十二節 戦争の時小臨て局外國の權義特例

ハ係る者多分各國親好の條約内ハ詳悉確定セリ

第十章 局外國の通商通船ハ係る海上

特例諸規 緒言第三節第二節

第一節 海上の戦争ハ在テハ泰西公法ハ於テ

交戦する國又局外の國へも權を假すと莫大ガ

リ 第七章第一節

第二節 是一ハ往時夷狄凶殘の遺習其跡猶

存するハ由る 第七章第八節 ○又一ハ夫大洋人の專

管ハ供事可らずして涯際あると無きハ交戦を

る國其勢力ハ任せて横行し諸方術と悉して害

と敵ハ加へ或ハ其局外諸國と通商往來すると阻遏するをを得本はけり

第三節 然とも局外の國より如此莫大なる權

と交戦する國ハ歸するハ從來より多少已むと

を得ざるハ出たり何とふき若し局外の國ハ

在テ一方の國と通商通船全く阻滞ふくして往

來自在なる時ハ地方の兵謀軍畧容易ハ徒為ハ

屬する有きハ也

第四節 交戦する國局外の國へ對し如此特例

の權と有するハ首として下條の事件ハ係ると

第一ふハ 敵國の港口海岸と封鎖して局外

國の通船と絶つ[封港]

第二ふハ 局外國の高船敵國へ戦争の資用

とする物品と輸送すると阻遏す[戰

時禁物]

第三ふハ 敵國の貨物局外の船ふ装載し局

外の貨物敵國の船ふ装載したる

時是を處置する條規

第四ふハ 以上の三項ふ就て交戦する國と

局外國との權を操るる方畧

第五節 凡て此事件ふ就ても泰西公法ふ在て

其條規從來より確定する所おと時ふ隨て不同

あり○是其首として由る所一ふ英吉利交戦

の國とる時局外の國へ對し其權を弄する甚

多く遠く夫の諸國尋常同一ふ遵守する所の條

規ふ起へとるふ在り

第六節 然とも局外國の權義ふ係る事項其首

たる者ハ輓今ふ至り千八百五十六年安政三年巴里

斯の會議ふ於て是を確定し凡て是ふ依て局外

國通船の便宜と挑起せり

第七節 封港の事ふ係るハ從來より久く二區

の例と交互ふ準用せり

第一節ハ 實勢封港の例是れ十分の海軍を

以て敵國の港口海岸沿海の諸地

を鎖封し實に通船を阻絶する時

其地始て封港する者と云ふ

第二節ハ 紙札封港の例是れ敵國の一港若

く諸港或る其沿海周圍告文を

以て封港しりと告知し是れ由て

權を冒し洋中お於て其諸港に進

出する者欲する諸船を拿捕拏送する

者云ふ第四節 第一節

第八節ハ 輓近巴里斯の會議お於て此第一例

實勢封港と泰西公法の定規として是を取まり

紙札封港を廢

第九節 此定規を准ずれば方今局外國の船隻

唯謀て實勢封港を破らんと欲する者のと是

を拿捕拏送し至當の戦利として告示をすることを

得る

第十節 且此定規を準用せんと欲せし尚を下

條の意を注し

第一節ハ 交戦する國敵國の港を鎖封せん

と欲せし局國へ是を告示し併し

封港を始むる期を報せし

第二小ハ 局外の船隻鎖封ある港へ進ま

んと欲し其途次不在る者々意を用ひて是を戒むへし

第三小ハ 其船隻故意に封港を破らんと欲

し疑ふへし蹤跡ある者ホして始めて是を拿捕拏送るるを得へ

第四小ハ 其船隻封港を始むる小方里港内

不在る者ハ其貨物の有無を概し一定せる時日を限り發程するると許るるし

第五小ハ 局外國の軍艦ハ對港の權一も

準するところ

第十一節 戰時禁物第四節ハ係てハ泰西公法

ハ於て未だ通規あるところハ然とも諸國和好

の條約内ハ次の一項を表章確定せり

第一小ハ 戰時禁物の内ハ何等の物品ハ

包括する

第二小ハ 其禁物を裝載する船隻を拿捕し

たる時ハ如何ハ是を處置す

等十二節 多くハ興戰の初小方里交戦する國

報告して何物ハ禁物たるを知らしむ

第十三節 方今通して遵守する所の者ら

第一ふハ 戦時禁物とら唯本来の軍實即ち

専ら戦用不應なる物品局外の船

と以て敵國港口へ輸入する者と

存すの又其船隻も若く艦装して

戦艦とふす不堪なる者ハ禁物ハ

屬ス

第二ふハ 局外の船只如此禁物を装載し

る耳なる時ハ是と拏送して至當

の戦利とりと處決するを得へ

第三ふハ 然とも只其船貨の一分此禁物と

る時ハ局外船其禁物耳と附與

自ら免るると得へ

第十四節 局外の船敵貨と載り敵船局外の貨

と載りたる者ハ至て是と處置するの條規ハ就て

戦時と殊ハ多岐出セル

第四節
第三節

第十五節 當時ハ下面の條規と交互して準用

したる

第一ふハ 局外船内の敵貨も是と拿捕も然

とも其船隻ハ是と免る

第二ふハ 局外船内ハ敵貨のみハ其船隻と

併せて是を許さる

第三ふハ

局外の船と雖も敵貨を載るも是と免を何とふまハ國旗以て船貨と死ふ不足也〔國旗死船貨〕

第四ふハ

敵國船内ハ局外の貨物と載せしるも船と併して是と拿捕を〔捨敵〕

〔反友〕

第五ふハ

敵船と雖も局外の貨物と是と免を

第十六節

規と確定せり

輒近巴里斯の會議に至る左の二

第一ふハ

局外の國旗を敵貨と死ふ但戰時

第二ふハ

禁物と此例ハ非也 敵國の船局外の貨と載るも其貨を交還す但戰時禁物ハ此例ハ非也

第十七節

又交戦する國と局外の國と相對し其權と操守をる方累ハ就てハ第四節舊来より

今時ハ至る迄多岐一おらず殊ハ交戦する國ハ在るハ往査の權局外の國ハ在るハ護船の權ハ係て其支離尤も甚し

第十八節

交戦する國の軍艦大洋に在る局外の國旗と揚る商船を見る時ハ是を駐見往て是

を査覈するの權を有するは今通して遵奉する所にして其法たる五つあり

第一のハ 其揚る所の局外の旗號を其船是を夜するをと得るや否や

第二のハ 戦時の禁物と装をもるを無きや否や

第三のハ 或は又敵國の為小兵丁若くは信報を載せ来る者非ざるや否や

第四のハ 鎖封したる港口の前進する者非ざるや否や

第五のハ 或は其他の方畧をして禁を犯する者

第十九節 併せて遵守する條規三つあり
第一のハ 凡て船隻偽旗を載せ質紙を船内

所の單帖狀簿の類を載せ是を紙といふ質紙は是を擬造する者也
帶する者も他故を問はず是を為し

第二のハ 局外の船隻査覈を受る時強悍にして是を抵禦し或は逃逸して是を避んと欲する者ハ是を彈射し

第三のハ 是を追逸し是を拿捕するを得
其拿捕せられたる船隻を欺詐強

悍を以て撃送を免る、之を許さ

第二十節 其往査と為るハ下條の如き一定せる式を遵守して始めて可なり

第一節 是を警むる為ハ蹄砲を發射し國

旗を揚ぐ[警告打發]泰西通式ハ準
の船前ハ當り横ハ打發する時
列ナリ又軍艦ハ戰習ハ依り時
警告打發する時ハ同時ハ正旗を
表せし得る

第二節 兩船の際ハ一定せる距離を保て

第三節 査覈とふそわら士官一員を遣へ

水手數人ハ是を送るハ哨船
水手の數尋常六
人ハ過さざる也

第廿一節 其査覈と為るハ局外の船隻併ふ

其船貨ハ敢て損害をおそふハ船内人名ハ對

箱櫃と開闔する只指点命囀るると得へ然

とも査覈する者敢て自ら手を下さざる可くして

始めて可也

第廿二節 然るハ此條規を準用するハ第二十

節 從來より非京百出支吾相繼げり

第廿三節 局外の船一二疑ふへを蹤跡ありて

第十八節 併 拿捕を受けたる者は是を其拿捕せ
 第十九節 國の疆内其地より鄰近の港内へ擧送
 斯か於て其戦利法院の案決に屬するべし也
 戦利法院の第七十五章第五節 〇其軍艦の首帥自ら其船隻
 船貨を以て至當の戦利となし是を定奪せらるる
 を得へうらむ
 第二十四節 戦利法院より公平にして正を守り偏
 黨せらるるを其擧送せらるる船の船主貨主是
 と訴辨自守せらるるを聽き審案覆實の後萬國公法
 の常規に準じ是を處決せしむ
 第二十五節 然るも此讞獄の法制格式に就て泰

西公法に於ては未だ通して準則と為さへき條
 規あるをふり而て其戦利法官は夫是を拿捕せ
 る者と其國を同じるを以て其處決常は偏頗
 不失し專擅に流るゝと多し
 第二十六節 護船の權は第十局外の國一隻若
 くは數隻の兵艦を以て其臣民の高船を先導護
 送せらるるを得ると云ふ
 第二十七節 如此護送の以て為さるる所二つ
 第一は 如此護船に屬して航海する數多
 の高船は皆交戦する國の軍艦是
 を阻駐査覈せらるるを得る

第二十八節 是及て局外の國護船を以て直ハ其保くら令る者ありて是ハ依て護船ガクシハ屬する船隻ハ皆實ハ局外の船たり表する所の國旗ハ皆准可なる所より鎖封去とる港口へ進出者ハ非を以て一つも戰時禁物と載そとなく曾て他の出門價販と為さばるを證する所あり

第三十八節 此時ハ交戦する國の軍艦の首帥局外國の軍艦の首帥ハ問ふて確答明告を聽くとと得へし然とも當時其明告シヨカリトシタコクハを得といは是を以て

止まらざるを得ざる也

第三十九節 唯特格非常の時ハ臨て其護船ハ拘らる査覈を為さば得へし警へハ報答しとる告示ハ就て其正否疑ふへき形迹の存する時又異様訝るへきの船隻ありて暗ハ護船の下ハ混るる時の如し

第三十節 局外國の兵艦ハ一ヨ是を阻駐査覈するると得へし然ハ若是を犯したる時ハ其國局外自主の權と玷辱するハ當ハ是ハ報復を第一章第九節 取るの地をおさへし

畢西萬國公法 卷之三 終

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

Nagasaki University of Foreign Studies

Nagasaki University of Foreign Studies